

事務連絡
平成28年11月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第402号）が公布され、平成28年12月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成28年3月4日事務連絡）を次のように改正し、平成28年12月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分021⑦の次に次のように加える。

⑧ 抗菌型 B00202108

2 別表Ⅱ区分100を次のように改める。

100 合成吸収性癒着防止材

① シート型 B00210001

② スプレー型 B00210002

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
001～020 (略)	
021 中心静脈用カテーテル	
(1)～(7) (略)	
(8) 抗菌型	B002 021 08
022～099 (略)	
100 合成吸収性癒着防止材	(削る)
(1) シート型	B002 100 01
(2) スプレー型	B002 100 02
101～190 (略)	

機能区分	機能区分コード
001～020 (略)	
021 中心静脈用カテーテル	
(1)～(7) (略)	
(新設)	
022～058 (略)	
100 合成吸収性癒着防止材	B002 100
(新設)	
(新設)	
101～190 (略)	